

島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正
について

1 改正要旨

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

- (1) 低所得者に対する保険料の軽減措置について、被保険者均等割額が 5 割軽減及び 2 割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を以下のとおり改正する。

ア 5 割軽減の対象世帯

改正前：43 万円＋被保険者数×29 万 5,000 円

改正後：43 万円＋被保険者数×30 万 5,000 円

イ 2 割軽減の対象世帯

改正前：43 万円＋被保険者数×54 万 5,000 円

改正後：43 万円＋被保険者数×56 万円

- (2) その他文言整理を行う。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日